

福岡市廃棄物受入基準及び期間を定めた受入拒否処分等に関する要綱

平成 26 年 12 月 24 日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）第22条第1項及び第26条第1項に規定する受入基準に関する事項（以下「受入基準に関する事項」という。）を定めるとともに、条例第19条第2項及び第25条第1項に基づき市長に廃棄物の搬入を申し出て、市長の指定する処理施設（以下「処理施設」という。）に運搬し、その処分を受けようとする者（以下「自己搬入者」という。）が受入基準に違反して処理施設に廃棄物を搬入した際の指導及び条例第22条第2項及び第26条第2項に基づく処分について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、条例及び福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）の例による。

- 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 不適物 受入基準（次条に規定する受入基準に関する事項を含む。以下同じ。）に適合しないものをいう。
 - (2) 搬入 廃棄物の処分を受けるために処理施設に運び入れることをいう。
 - (3) 助告 不適物を搬入し処理施設における指導を受けた自己搬入者に対する書面による指導をいう。
 - (4) 期間を定めた受入拒否処分 不適物を搬入し助告を受けた自己搬入者に対する条例第22条第2項及び第26条第2項に基づく期間を定めた受入拒否処分をいう。
 - (5) 搬入物検査 搬入された廃棄物に不適物が混入していないことを確認するために処理施設の職員（以下「職員」という。）が行う当該廃棄物の検査をいう。

(受入基準に関する事項)

第3条 規則第10条第2項及び第14条第2項に基づき、受入基準に関する事項を、次のとおり定める。

- (1) 廃棄物の受入れに関する基本的事項は、規則第10条第1項各号及び同第14条第1項各号並びに別表第1に定めるもののほか、次に掲げるとおり。

ア 本市の区域外で発生した廃棄物を搬入しないこと（本項第2号に基づく搬入を除く。）。

イ 市長の指定する以外の処理施設に搬入しないこと。

ウ 搬入物検査及び検査のために必要な指示に従うこと。

エ 申し出を行っていない廃棄物を処理施設へ搬入しないこと。

オ 廃棄物の荷下ろし作業等の安全確保のための職員の指示に従うこと。

カ その他、搬入に当たっては職員の指示に従うこと。

(2) 地方自治法第252条の14の規定により本市が廃棄物の処分を受託した自治体の廃棄物の受入れに関する事項については、別表第2のとおり。

(3) 廃棄物の種類別の廃棄物の受入れに関する事項については、別表第3のとおり。

2 自己搬入者が、条例第20条第3項各号のいずれかの一般廃棄物を、別表第1ないし第3の定めに従い市長の指定する処理施設に搬入する行為は、同条第4項の市長の指示に従った一般廃棄物の処分とみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、自己搬入者は、別表第4に定める廃棄物を処理施設に搬入してはならない。

（処理施設における指導）

第4条 処理施設の長は、廃棄物を搬入した者が前条に掲げる受入基準に関する事項に反すると認めるときは、当該不適物の除去、持ち帰り等必要な指示を行うことができる。

（勧告の内容と基準）

第5条 市長は、受入基準に適合しない廃棄物を処理施設に搬入した自己搬入者が、前条の指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告することができる。

（勧告の手続）

第6条 市長は、前条の勧告を行うに当たっては、次に掲げる書面等により事実確認を行う。

(1) 不適物の自己搬入者に対する搬入物検査確認書（様式第1号）

(2) 不適物及び積載車両の写真

2 前項第1号に定める搬入物検査確認書による事実確認に当たり、職員は不適物の自己搬入者に対し署名又は記名及び押印を求めるものとする。

3 前条に定める勧告は、適正搬入勧告書（様式第2号）を郵送することをもって行う。

（期間を定めた受入拒否処分の内容と基準）

第7条 市長は、第5条に基づく勧告を受けた自己搬入者に対しては、さらに別表第5に

定める区分に応じ、すべての処理施設において、期間を定めた受入拒否処分を行うことができる。

(期間を定めた受入拒否処分の手続)

第8条 第6条第1項及び第2項の規定は、前条の処分を行う場合の事実確認の方法について準用する。

- 2 前条に定める期間を定めた受入拒否処分を行うに当たっては、次のとおり弁明の機会を付与するものとする。
 - (1) 弁明の通知は、弁明の機会の付与の通知書（様式第3号）をもって行う。
 - (2) 前号により通知を受けた弁明の機会の付与について、代理人を選任する場合には、前号の通知を受けた自己搬入者（以下「当該自己搬入者」という。）は、代理人選任届出（兼資格証明）書（様式第4号）を提出するものとする。
 - (3) 第1号の通知の後、30日以内に、当該自己搬入者は弁明書（様式第5号）及び証拠書類をもって弁明を行うことができる。
- 3 市長は、前条に定める期間を定めた受入拒否処分を行う場合は、受入拒否処分通知書（様式第6号）を郵送することをもって行う。
- 4 前条に定める期間を定めた受入拒否処分は、前項の通知を受け取った日の翌日から実施するものとする。

(審議会)

第9条 市長は、第7条に定める期間を定めた受入拒否処分を行うに当たっては、前条第1項及び第2項に定める手続きの後、受入基準違反者に対する処分審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものとする。

- 2 審議会に関し必要な事項は、環境局長が別に定める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、処理施設における廃棄物の受け入れ等に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱の第1条から第4条まで及び第10条の規定は、平成27年4月1日から施行し、第5条から第9条までの規定は、平成27年7月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

受入に関する基本的条件

【施設名】工場		(処理ごみ) 可燃物
処理概要	基本的受入条件	搬入条件
(東部工場) 火格子式焼却炉にて焼却する。 家具等の破碎を目的とするせん 断式破碎機を併設しない。	可燃物。 ただし、緑のリサイクルセンター で受入可能な物は除く。	① 結束されている廃棄物やダ ンボール箱に詰めて梱包され た廃棄物は、開梱して搬入す ること。 ② 1事業所（者）の1日当た りのごみの総搬入量は、種類 の異なるごみを搬入する場 合、1日に複数回搬入する場 合及び複数の工場へ搬入する 場合を含め、8 ton以下とす る。 ③ 1回当たりの最大搬入量は 4 tonを限度とする。
(西部工場、臨海工場) 火格子式焼却炉にて焼却する。 家具等の破碎を目的とするせん 断式破碎機を併設する。	廃棄物の長辺寸法は次のとおりと する。 (せん断式破碎機を併設しな い工場) 東部工場：1 m以内	
※臨海工場＝搬入台数 限定工場	(せん断式破碎機を併設する 工場) 西部工場：2 m以内 臨海工場：2 m以内	
	また、焼却能力によるカロリー 制限の為、紙より高カロリーの廃 棄物（樹脂類）については、1日 の最大搬入量は0.3 tonとする。	

【施設名】資源化センター		(処理ごみ) 不燃物 ※金属を有する不燃物
処理概要	基本的受入条件	搬入条件
回転式破碎機で破碎、振動篩又 は回転篩で選別する。	金属製の物又は破碎・選別をしな いと分離困難な可燃不燃混合物。 ただし、破碎機の破碎能力から、 厚さ3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm 以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、ス プリングを含まない物で、ワイヤー、 コード、電線等回転体に巻 き付かない物及び鉄筋等鋭利なも のでコンベアーベルトを損傷する 恐れのないものとする。 また、破碎機の投入口の寸法か ら、廃棄物の長辺寸法は2 m以内 とする。	① 1事業所（者）の1日当た りのごみの総搬入量は、種類 の異なるごみを搬入する場 合、1日に複数回搬入する場 合及び複数の資源化センター へ搬入する場合を含め、2 ton 以下とする。 ② 廃鋼材については、再資源 回収業者又は産業廃棄物処理 業者での処理を原則とする。

【施設名】緑のリサイクルセンター (処理ごみ) 生木・剪定樹木		
処理概要	基本的受入条件	搬入条件
2軸スクリュウせん断式と回転 衝撃せん断式破碎機の2段破碎 でチップ化したものを土壤改良 材の原料とする。	直径15 cm以下の生木、剪定樹 木。 ただし、堆肥化速度を揃える必要 があるため、腐った物や枯れた物 を除く。 また、毒性がある樹木（キョウチ クトウ・アセビ等）についても除 く。 長さは2 m以内とする。	① 1事業所（者）1日当たりの ごみの総搬入量は、1日に複 数回搬入する場合を含め、2 ton以下とする。 ② パッカー車での混載搬入は 禁止する。

【施設名】埋立場**(処理ごみ) 不燃物**

処理概要	基本的受入条件	搬入条件
管理型埋立場。 浸出汚水については、生物的物理化学的汚水処理を行う。	中間処理施設で減量・減容・資源化の対象とならないごみ及び中間処理施設で処理不可能なごみの内「別表第3 廃棄物の種類別受入に関する事項」で指定した廃棄物。埋立の工法並びに遮水シート保護のため、廃棄物の長辺寸法は2m以内とする。 コード・電線等の長物は、キャタピラへの巻き付きを防止するため、長さ2m以内とする。 また、堅固な廃棄物（ポンプ・モーター・コンプレッサー等）は、コンパクターの底の乗り上げを防ぐため、長辺寸法50cm以内とする。	①1事業所（者）の1日当たりのごみの総搬入量は、種類の異なるごみを搬入する場合、1日に複数回搬入する場合及び複数の埋立場へ搬入する場合を含め、10ton以下とする。 ②梱包を使った可燃物は、工場へ搬入する。

※ただし、本市許可業者については、「別表第1」及び「別表第3」中の受入量に関する項目については適用しない。

搬入注意事項

搬入受付時間	東部工場 西部工場	午前8時30分から 午後4時まで
	臨海工場	午前9時30分から 午後3時30分まで
休場日	全工場	日曜日及び1月1日から 1月3日まで プラント点検のための運転停止期間
搬入車両注意事項		1. トラック等で覆いの無い車両は、ごみ等が飛散及び落下しないようにシートをかけること。 2. 2t以上の車両で搬入する場合は、2名以上で搬入すること。 3. 西部工場に10t車で搬入する場合は、ごみの長さは1m以下までとする。それ以外は不可。 ※ただし、車両が10mを超える場合は搬入不可。 4. フレコンバックに搬入物を入れて搬入する場合は、必ず開封するか、フレコンバックを破袋して投入すること。

受託自治体の自己搬入ごみ受入れに関する事項

	施設名	受入の可否	条件・備考
久山町	工場	受入可	1 久山町役場が発行した証明書の提出が必要。
	資源化センター	受入可	2 自己搬入ごみ事前受付センターへ事前に申し込みを行い、ごみ処理手数料を支払う。
	緑のリサイクルセンター	受入可	ごみ処理手数料の取り扱いは福岡市民と同様とする。
	埋立場	受入可	問い合わせ先 久山町 町民生活課 代表 976-1111
那珂川町	工場 ※東部工場除く	受入可 (新南部工場稼働まで)	1 自己搬入ごみ事前受付センターへ事前に申し込みを行い、ごみ処理手数料を支払う。
	緑のリサイクルセンター (中田中継所を含む)	受入可 (新南部工場稼働まで)	1 那珂川町役場が発行する証明書（処分報告書・処理申請書）が必要で処理報告書は搬入者に返却する。 ※証明書は「一般廃棄物（ごみ）処分申出書（福岡市長宛・那珂川町長宛）」と「処理報告書」が1組となっており、自己搬入者は「一般廃棄物（ごみ）処分申出書（福岡市長宛）」と「処理報告書」を持参する。 2 那珂川町が交付した「一般廃棄物（ごみ）処分申出書」を受理するので、福岡市の「廃棄物（ごみ等）処分申出書」は提出の必要はない。 また、自己搬入ごみ事前受付センターへの事前申し込みは必要ない。 3 ごみ処理手数料は那珂川町へ支払う。
	不燃性ごみは、エコピアなかがわへ搬入・選別した後、福岡市に搬入されるため、自己搬入の不燃性ごみは受入対象外		問い合わせ先 那珂川町 環境課 代表 953-2211 エコピア・なかがわ 直通 951-1101

	施設名	受入の可否	条件・備考
春日市	工場	受入可 (新南部工場 稼働まで) ※東部工場除く	1 自己搬入ごみ事前受付センターへ事前に申し込みを行い、ごみ処理手数料を支払う。
	緑のリサイクルセンター	受入可 (新南部工場 稼働まで)	1 せん定樹木を受け入れる。 2 春日市役所が発行する一般廃棄物処分申請書（春日市長宛・福岡市長宛（複写式））が必要で、必要事項（搬入総重量、受け入れ時間等）を記入後、春日市長宛は搬入者に返却する。 3 春日市が交付した一般廃棄物処分申請書（福岡市長宛）を受理するので、福岡市の「廃棄物（ごみ等）処分申請書」は提出の必要はない。 また、自己搬入ごみ事前受付センターへの事前申し込みは必要ない。 4 ごみ処理手数料は春日市へ支払う。
	不燃性ごみは受入対象外		問い合わせ先 春日市 ごみ減量推進課 直通 584-1124
大野城市・太宰府市	工場	受入可 (新南部工場 稼働まで) ※東部工場除く	1 自己搬入ごみ事前受付センターへ事前に申し込みを行い、ごみ処理手数料を支払う。
	緑のリサイクルセンター	受入不可	問い合わせ先 大野城太宰府環境施設組合 直通 596-6241 大野城市 廃棄物・最終処分場対策課 代表 501-2211 太宰府市 生活環境課 代表 921-2121
	不燃性ごみは受入対象外		

注) その他の自治体については、ごみの発生場所が属する市町村に問い合わせる。

別表第3（第3条関係）

廃棄物の種類別受入に関する事項

[ただし、本市許可業者については、「別表第1」及び「別表第3」の受入量に関する項目については適用しない。]

区分	A 木・竹くず類	表中受入ト数(数量)は1社(者)1日最大量			
廃棄物の種類	具体例	搬入条件	受入施設	受入ト数	
木製家具類 (廃木材)	タス・テーブル 机・キャビネット 本棚 サイドボード 食器棚 椅子・本立	東部以外の各工場 高さ 2m以下 幅 1m以下 かつ奥行0.7m以下 東部工場 高さ 1m以下 幅 1m以下 かつ奥行0.7m以下	木製であること。 [補足説明] ①金属がほとんどないもの。 (釘、取手程度は受入可) ②ガラス、鏡を取り除いた もの。	工場	2
看板 (廃木材)		東部以外の各工場 長さ 2m以下 かつ幅 1m以下 東部工場 長さ 1m以下 かつ幅 1m以下	木製であること。 金属がついてないもの。	工場	2
木製建具		東部以外の各工場 長さ 2m以下 幅 1m以下 かつ奥行0.7m以下 東部工場 長さ 1m以下 幅 1m以下 かつ奥行0.7m以下	ガラスを除去する。	工場	2
生木・剪定樹木		東部以外の各施設 長さ 2m以下	直径15cm以下のもの。 異物（金属類、プラスチック、 ビニール、ひも等）を取り除く。	緑のリサイクルセンター	2
		東部工場 長さ 1m以下	直径15cmを超えるもの。	埋立場	4
			枯れ木で直径25cmを超えるもの。	埋立場	4
			枯れ木（直径25cm以下のもの）、枯れ枝、枯れ葉。	工場	2
			毒性がある樹木（ヨウイクウ、 アセビ等）で直径15cm超えるもの。	埋立場	4
			毒性がある樹木（ヨウイクウ、 アセビ等）で直径15cm以下のもの。	工場	2

区分	A	木・竹くず類	表中受入ト数(数量)は1社(者)1日最大量		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設	受入ト数
竹・わら つる・苗		東部以外の各工場 長さ 2m以下 東部工場 長さ 1m以下	土砂等を除去する。	工場	2
ショロ・ソテツ		東部以外の各工場 長さ 2m以下 東部工場 長さ 1m以下	土砂等を除去する。	工場	2
		長さ 2m以下	直径25cmを超えるもの。	埋立場	4
草	草 生花	東部以外の各工場 長さ 2m以下 東部工場 長さ 1m以下	土砂等を除去する。	工場	4
根株		長さ 1m以下 かつ直径 1m以下	根株に附属する幹部の最大長さ は20cm以内とし、極力根株のみ とする。 又、搬入条件に合わない寸法の ものは全施設搬入禁止とする。	埋立場	4
廃木材	角材 板材 パレット 家屋解体くず 型枠材 コンペネ 枕木 木杭 丸太 木製電柱	東部以外の各工場 長さ 2m以下 幅 1m以下 かつ直径25cm以下 (厚み25cm以下) 東部工場 長さ 1m以下 幅 1m以下 かつ直径25cm以下 (厚み25cm以下)		工場	2
		長さ 2m以下	直径25cmを超えるもの。 土砂等が多量に付着したもの及び不燃性のもの。	埋立場	4
その他	ポート・ヨット 浴槽	東部以外の各工場 長さ 2m以下 かつ幅 2m以下 東部工場 長さ 1m以下 かつ幅 1m以下 高さ0.7m以下		工場	1

区分 B 紙くず類		表中受入ト数(数量)は1社(者)1日最大量		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件	受入施設	受入ト数
紙 類	本 雑誌 電話帳 書類 段ボール	<p>原則として、禁忌品、濡れてい る等で古紙回収に適さないもの について受け入れる。</p> <p>* 禁忌品とは、紙の原料になら ないものや、障害になるものが 含まれているため、リサイクルでき ないもののこと。</p> <p>工場では、搬入者の了解を得た うえで、搬入された紙類（禁忌 品を除く）は古紙として再利用 している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>家庭から排出される古紙 等については、区役所、 市民センター等の資源物回収 ボックス、紙リサイクルボックス、 校区リサイクルステーションや地域集 団回収を利用。</p> <p>事業所から大量に排出さ れる文書及び機密を要す る文書については、事業 系古紙のリサイクル業者で機密 文書処理業者を利用。</p> <p>N T T電話帳はN T Tに 回収制度がある。 申込先：タウンページセンター TEL：0120-506-309</p> </div>	工場	8
紙 類	壁紙		工場	8

区分 C 繊維くず類		表中受入トン数(数量)は1社(者)1日最大量			
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設	受入トン数
カーペット (じゅうたん)		東部以外の各工場 広げた大きさで、 長さ 2m以下 かつ幅 2m以下 東部工場 長さ 1m以下 かつ幅 1m以下の大きさに折りたたむこと	ホットカーペットを含む。 コード類は除去し、除去したコード類は 2m以下に切断する	工場	2
布・繊維クズ	カーテン			工場	1
布団・毛布			電気毛布を含む。 コード類は除去し、除去したコード類は 2m以下に切断する	工場	1
畳			半分に切断すること。	工場	1
皮	ベルト			工場	1
モップ				工場	1
マットレス・ソファー ベッド類		東部以外の各工場 長さ 2m以下 東部工場 長さ 1m以下 幅 1m以下 かつ奥行0.7m以下	スプリングがないもの。	工場	2
		スプリングがあるもの	マットレス及び外皮を取り除いたスプリングのみのもの(マットレスの形状をしたもの) ベッド ソファー	資源化センター	2 枚 5 個
防火シート	ロール状にし、 長さは 2m以下		結束したもの(完全に焼却できないもの)。	埋立場	1

区分 D 厨芥・動植物性残さ類		表中受入トン数(数量)は1社(者)1日最大量			
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設	受入トン数
固形食品類	肉・野菜 菓子・ ラーメン・果実 おから・骨 卵・卵の殻 缶詰 瓶詰の中身 アイスクリーム		プラスチック、紙等の50kg以下の可燃性容器詰め。	工場	2
魚貝類			プラスチック、紙等の50kg以下の可燃性容器詰め。 臭気を発しないようにする。	工場	0.3
種・苗			プラスチック、紙等の50kg以下の可燃性容器詰め。	工場	2

区分 D 厨芥・動植物性残さ類		表中受入ト数(数量)は1社(者)1日最大量			
廃棄物の種類	具体例	搬入条件	受入施設	受入ト数	
ペットフード		プラスチック、紙等の50kg以下の可燃性容器詰め。	工場	2	
海藻・藻類		土砂等の付着していないもの。	工場	2	
液状・ペースト状食品類	ソース・醤油 ジュース・マーガリン ヨーグルト・パター ケチャップ マヨネーズ	内部がアルミコーティングされているもの。 プラスチック、紙等の50kg以下の可燃性容器詰め。 上記以外のもの。 プラスチック、紙等の50kg以下の可燃性容器詰め。	工場	0.3 1	
粉状食品	砂糖・小麦粉	プラスチック、紙等の50kg以下の可燃性容器詰め。	工場	1	
配合飼料		プラスチック、紙等の50kg以下の可燃性容器詰め。	工場	1	
食用油		ウエ入、紙類に含まれたもの。(液状のままでは受入できない)	工場	0.3	
区分 E 廃プラスチック類		表中受入ト数(数量)は1社(者)1日最大量			
廃棄物の種類	具体例	搬入条件	受入施設	受入ト数	
ネット・人工芝 ビニールシート	漁網	東部以外の各工場 長さ3m以下 かつ幅3m以下 ロール持込みの場合 長さ2m以下 かつ直径25cm以下 東部工場 長さ3m以下 かつ幅3m以下 ロール持込みの場合 長さ1m以下 かつ直径25cm以下	ワイヤ付きは、搬入禁止。 東部工場へ搬入する際は、長さ1m以下かつ幅1m以下に折りたたむこと。	工場	0.3
家具・建具		東部以外の各工場 長さ2m以下 幅1m以下 かつ奥行0.7m以下 東部工場 長さ1m以下 幅1m以下 かつ奥行0.7m以下	ウォーターペットは水を除去する。	工場	0.3
看板・ブライント		東部以外の各工場 長さ2m以下 かつ幅1.5m以下 東部工場 長さ1m以下 かつ幅1m以下		工場	0.3

区分	E 廃プラスチック類	表中受入トン数(数量)は1社(者)1日最大量		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件	受入施設	受入トン数
電線被覆類		長さ 2m以下 被覆のみ。	工場	0.3
大型ホース類		東部以外の各工場 長さ 2m以下 東部工場 長さ 1m以下 鋼線の有無にかかわらず受け入れ可能(高圧ホースも含む)。 ただし、金具は除去する。	工場	0.3
塩ビ・パワーハウス等		東部以外の各工場 長さ 2m以下 かつ直径15cm以下 東部工場 長さ 1m以下 かつ直径15cm以下	工場	0.3
記憶媒体	フィルム ビデオテープ カセットテープ レコード レーザーディスク FD・CD MO・MD DVD		工場	0.3
ロール状のもの (紙類も含む)	ビニール	東部以外の各工場 長さ 2m以下 かつ直径15cm以下 東部工場 長さ 1m以下 かつ直径15cm以下	工場	0.3
サブリング (断熱性壁材)		東部以外の各工場 長さ 2m以下 かつ幅 2m以下 東部工場 長さ 1m以下 かつ幅 1m以下 可燃性のもの。	工場	0.3
クーリングタワー		東部以外の各工場 長さ 2m以下 かつ幅 1m以下 東部工場 長さ 1m以下 かつ幅 1m以下 高さ 0.25m以下 可燃性のもの(樹脂製)。 金属類は分離し、資源化センターへ搬入する。	工場	0.3
車のバンパー		東部以外の各工場 長さ 2m以下 東部工場 長さ 1m以下 プラスチック製のもの。 (取り付け金具を取り外したもの。)	工場	0.3
		FRP製のもの。 (取付け金具を取り外したもの)	埋立場	0.3

区分	E 廃プラスチック類	表中受入トン数(数量)は1社(者)1日最大量		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件	受入施設	受入トン数
トナーカートリッジ (インクパッド含む)		メーカー、販売店回収(リサイクル)を原則とする。 リサイクルできないものは工場で受入。	工場	0.3
使い捨てライター		中身を使い切ったもの、もしくは、ガスを抜いたもの。	工場	0.3
雑貨類	装飾品・食器 壺・本立 ホーリバケツ ヘルメット・ゴム靴 スキーキー靴等		工場	0.3
容器類	ペットボトル		工場	0.3
ガラスファイバー FRP製品	スキー板 サーフィンボード スノーボード 浴槽・タンク クーリングタワー用 部材・釣り竿	長さ2m以下 かつ幅1m以下	小型のもの	埋立場 1
ガラスファイバー FRP製品	ポート ヨット		リサイクルを原則とする。 (社)日本マリン事業協会 (TEL: 03-5542-1202 FAX: 03-5542-1206 ホームページ: http://www.marine-jbia.or.jp/) リサイクルできないものは埋立場で受入。	埋立場 1
その他の プラスチック類	波状板 オイルフェンス 発泡スチロール ポート 浴槽 釣り竿 パレット	東部以外の各工場 長さ2m以下 かつ幅2m以下 東部工場 長さ1m以下 かつ幅1m以下 高さ0.25m以下	波状板はガラス繊維が入っていないもの。	工場 0.3

区分	F	金属くず類	表中受入ト数(数量)は1社(者)1日最大量		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設	受入ト数
スプレー缶類	カートリッジボンベ 塗装用スプレー缶		中身を使い切って穴をあける。 中身が残っているボンベの処分方法に関する問い合わせ先 (社)日本ガス石油機器工業会 (TEL : 0120-14-9996)	資源化センター	2
シャッターブラインド類		長さ2m以下 かつ幅1.5m以下	頑丈なシャッターは分解して搬入を指導する(重量シャッター)	資源化センター	2
ステンレス流し台		長さ2m以下 かつ幅1.5m以下		資源化センター	2
空調機 エアコン 自動販売機		高さ1.8m以下	エアコンは特定家庭用機器再商品化法規定の対象外機器のみ受入る。(別表第4参照) プロパンガスを回収する(家庭系・事業系廃棄物共)。 コンプレッサーを除去する(事業系廃棄物のみ)。 コード類は除去し、除去したコード類は2m以下に切断する。	資源化センター	2
銅管	冷媒配管	長さ2m以下		埋立場	2
暖房器具	ストーブ ファンヒーター		家庭用で燃料を使い切ったもの又、器具の内蔵オイル等も取り除いたもの。 コード類は除去し、除去したコード類は2m以下に切断する。	資源化センター	2
トレーニング機器 (健康器具)	ルームランナー ランニングマシン サイクリングマシン ぶら下がり健康器具 電動マッサージ器 あんま機		厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの。 ※電動マッサージ器と、頑丈なあんま機でスプリング入りソファーと同等なものは2個まで受入可。	資源化センター	2個
			上記以外のもの	埋立場	2個
電工ドラム			コード類は除去し、除去したコード類は2m以下に切断する。	資源化センター	2
建具		長さ2m以下 幅1m以下 かつ奥行0.7m以下	金属製及び金属付きで断熱材を取り除いたもの。 バネ、厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼を含まないもの。 窓枠、開き戸などのガラスを除去する。	資源化センター	2
			上記以外のもの。 金属製及び金属付きで断熱材が除去できないもの。	埋立場	2

区分	F	金属くず類	表中受入トン数(数量)は1社(者)1日最大量		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設	受入トン数
金庫・分離後の扉		高さ1m以下 幅1m以下 かつ奥行1m以下	扉を分離したもの。 ただし、扉が閉まらないように手当てされた金庫であれば、扉付であっても受入できる。	埋立場	4
湯沸器・調理器	風呂釜・ポット 瞬間湯沸器 卓上コンロ ガスレンジ		家庭用で圧力容器を含まないもの。 コード類は除去し、除去したコード類は2m以下に切断する。	資源化センター	2
電気盤 通信機器盤		長さ2m以下で 幅1.5m以下 かつ奥行0.7m以下	モーター、トランス、ポンプ、電線類バッテリー等の内部収納品を取り除いたもの。 厚さ3.2mm以上の鉄板、補強材を含まないもの。	資源化センター	1
蛍光灯その他の 照明器具			安定器、ランプ、ガラスは分離除去し 埋立場へ搬入する。 厚み3.2mm以上の鉄板、補強材を含まないもの。 コード類は除去し、除去したコード類は2m以下に切断する。	資源化センター	1
自転車			ハサカ-車での搬入は禁止する。	資源化センター	10台
リヤカー				資源化センター	1台
車椅子			ハサカ-車での搬入は禁止する。	資源化センター	10台
金属製家具類	机 ロッカー・キャビネット 椅子 理容・ 美容用の椅子	高さ2m以下 幅1m以下 かつ奥行0.7m以下	金属製及び金属付きでバネ、厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼を含まないもの。 ガラスは取外す。 理容・美容用の椅子(2台)及び上記以外のもの。	資源化センター	2
使用後の金属容器	食品用 液体食品用 化粧品用 洗剤用 塗料用ペール缶 油脂類用		洗浄等により、内容物を除去し 爆発、火災等の危険性がないもの。 有機物等の付着がないもの。 容器は必ず蓋を開放する。 塗料等が付着しており、容易に 分離不可能なもの。 有機物等の付着があるもの。容器は必ず蓋を開放する。(事業者についてはかんをつぶしていくこと)	資源化センター	2
				埋立場	2

区分	F	金属くず類	表中受入ト数(数量)は1社(者)1日最大量		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設	受入ト数
クーリングタワー		長さ2m以下 かつ幅1m以下	金属製及び金属付きでバネ、厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼を含まないもの。	資源化センター	2
			上記以外のもの。	埋立場	2
車のバンパー		金属製。		資源化センター	0.3
雑貨類	装飾品類 食器 壺・本立て		厚さ3.2mm以上の鉄板及び直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、铸物、スプリングを含まないもの。	資源化センター	2
			上記以外のもの。	埋立場	2
機器類	ホース・コンフレッサー	一辺の最大長さ50cm以下	コード類は除去し、除去したコード類は2m以下に切断する。	埋立場	0.5
ワイヤー状のもの コード状のもの チーン状のもの フェンス状のもの 網状のもの	バンド・帯鉄 ワイヤー・番線 針金・フェンス 束線・スプリング 針金ハンガー チーン・タイヤチーン ワイヤー入提灯 金属製の網	長さ2m以下	巻いた状態での受入は出来ない。	埋立場	2
ボイラー (灯油・ガス用) 金属製灯油タンク (同上用)			家庭用のもの。	埋立場	2
ドラム缶			天板を取除いたもの。	埋立場	2
支柱・パイプ類	アンテナ 車庫支柱 ビニールハウス用パイプ	長さ2m以下 かつ幅1.5m以下	厚さ3.2mm以上の鉄板及び直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、铸物、スプリングを含まないもの。ビニールハウス用パイプの受入は家庭用のみ。	資源化センター	2
			上記以外のもの。	埋立場	4
			農業用のビニールハウス用パイプについては、受入禁止。	—	—
釣り具	釣り用おもり (鉛製)		一般家庭(釣り)用のみ。	埋立	0.01
			漁業その他業務用については受入禁止	—	—
その他の金属類	印刷機・シンブリキ・トンパンレット・バネ ・チンコ玉	長さ2m以下 かつ幅1.5m以下	厚さ3.2mm以上の鉄板及び直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ・铸物・スプリングを含まないもの。 コード類は除去し、除去したコード類は2m以下に切断する。	資源化センター	2
			上記以外のもの。 コード類は除去、除去したコード類は2m以下に切断する。	埋立場	4

区分 G 金属及び木質系複合物		表中受入トン数(数量)は1社(者)1日最大量			
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設	受入トン数
看板		長さ 2m以下 かつ幅1.5m以下	金属があるもの。 厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼を含むもの及び折りたたみ式は受入出来ない。	資源化センター	2
			上記以外のもの。	埋立場	2
楽器類 (ピアノは除く)	オルガン ドラム		厚さ3.2mm以上の鉄板及び直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ・鋳物・スプリング、ワイヤーを含まないもの。	資源化センター	2
			上記以外のもの。	埋立場	2
区分 H 金属及びプラスチック複合物		表中受入トン数(数量)は1社(者)1日最大量			
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設	受入トン数
トランク (P C B入りを除く。)		高さ20cm以下 幅20cm以下 かつ奥行20cm以下	油入り変圧器を除く。	埋立場	1
家電製品	掃除機 卓上冷温水器 オーブンレンジ ラジオ 除湿器冷風機 炊飯器 ラジカセ ホットプレート ビデオデッキ 電気ポット オーブンレンジ 電子レンジ トースター アンプ ステレオ	長さ1.5m以下 かつ幅1m以下	コード類は除去し、除去したコード類は2m以下に切断する。 また、冷水器、冷温水器、除湿器、冷風機等のコンプレッサーがある機器のフロンガスの回収及びコンプレッサーを除去する。（事業系廃棄物のみ） なお、エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機について、特定家庭用機器再商品化法の対象外機器のみ受入れる。詳細は別表第4を参照。	資源化センター	2
コピー機類	ワープロ プリンター ファクシミリ コピー	長さ1.5m以下 かつ幅1m以下	厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、スプリング、ワイヤーを含まないもの。 コード類は除去し、除去したコード類は2m以下に切断する。 プリンター、コピー機等のトナーカートリッジは除去する。 充電式電池、インクパッドは取り外す。	資源化センター	1
			充電式電池、インクパッドは取り外す。上記以外のもの。	埋立場	2

区分	H	金属及びプラスチック複合物	表中受入トン数(数量)は1社(者)1日最大量		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件	受入施設	受入トン数	
パソコン	パソコン	<p>搬入禁止 事業系パソコンについては、メーカー等への問い合わせ。</p> <p>家庭系パソコンについては、メーカーに連絡する。</p> <p>メーカー不存在の場合は、一般社団法人パソコン3R推進協会へ問い合わせ。 (TEL : 03-5282-7685)</p>	—	—	
電話機		コード類は除去し、除去したコード類は2m以下に切断する。	資源化センター	3	
車の電装品		金属製及び金属と分離できないもの。	資源化センター	0.3	
家具類		長さ 2m以下 幅 1m以下 かつ奥行0.7m以下	厚さ3.2mm以上の鉄板及び直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリング、ワイヤーを含まないもの。	資源化センター	2
			上記以外のもの。 (例 アコーディオンカーテン)	埋立場	2
電線(ケーブル) コード類		長さ 2m以下	巻いた状態での搬入は禁止。 資源化センターへ搬入する際、切断除去した電源コード、スピーカーケーブル、キーボードケーブル類も本条件を適用する。	埋立場	2
冷蔵庫 冷凍庫		高さ1.8m以下 かつ幅 1m以下	家庭用。 特定家庭用機器再商品化法規定の対象外機器のみ受入る。(別表第4参照) コード類は除去し、除去したコード類は2m以下に切断する。	資源化センター	5台
			業務用。(フロングラスを回収し、コンフレッサーが取外されているもの) コード類は除去し、除去したコード類は2m以下に切断する。 ただし、厚み3.2mm以上の鉄板、補強のあるものは除く。		

区分 H 金属及びプラスチック複合物		表中受入トン数(数量)は1社(者)1日最大量			
廃棄物の種類	具体例	搬入条件	受入施設	受入トン数	
楽器類	エレクトーン エレキギター	厚さ3.2mm以上の鉄板及び直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鑄物、スプリング、ワイヤーを含まないもの。 コード類は除去し、除去したコード類は2m以下に切断する。	資源化センター	2	
		上記以外のもの。 コード類は除去し、除去したコード類は2m以下に切断する。	埋立場	2	
		ビニアは搬入禁止 (別表第4参照)	—	—	
安定器 (PCB入りを除く。)		一辺の最大長さ50cm以下	昭和49年以降の製造年が確認できるもの。 製造年が確認できない場合は、メーカーからの証明書等(PCBを含有していない旨)を添付する。	埋立場	1
洗浄便座 暖房便座			搬入前に洗浄(清掃)を行う。	資源化センター	0.3
区分 I 金属及び木材・プラスチック複合物		表中受入トン数(数量)は1社(者)1日最大量			
廃棄物の種類	具体例	搬入条件	受入施設	受入トン数	
ケーブル機	スロットマシン		公安委員会の承認通知書の写し又は排出店舗の証明を提出をする。 玉は除去し、箱などに入れて搬入。 ※年末26日～31日は搬入禁止	資源化センター	2
瓶容器の栓			金属のみで出来ている栓は、資源化センターへ搬入する。	工場	0.3
区分 J 金属及びガラス複合物		表中受入トン数(数量)は1社(者)1日最大量			
廃棄物の種類	具体例	搬入条件	受入施設	受入トン数	
浴槽		2m ³ 以下	不燃性のもの。FRP・ホロー、ステンレス製を含む。	埋立場	1
一般家庭用温水器 (電気・ガス 灯油・太陽熱)		長さ2m以下 かつ幅1m以下	圧力容器と断熱材等で構成されているもの。 給湯器、ボイラー、貯湯槽及び集熱パネル(ソーラーパネル)等で構成されているもの。 コード類は除去し、除去したコード類は2m以下に切断する。	埋立場	2台
太陽光発電パネル			家庭からの搬出物。 事業所からの排出物はガラス部分と金属を分離したガラスのみ。金属は搬入不可。	埋立場	1

区分	K ガラス及び陶磁器くず類	表中受入トン数(数量)は1社(者)1日最大量		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件	受入施設	受入トン数
瓶容器		容器のみ。 リターナブル瓶は搬入禁止。	埋立場	2
食器・装飾品類	壺		埋立場	4
衛生機器	洗面器 流し台	洗面器等(木口製も含む)。 ※木製部と陶器部の分離搬入を原則とする。	埋立場	4
窓ガラス 開き戸用ガラス		取り外し不可能なものは外枠(取付枠)も含む。	埋立場	4
家具・建具 陳列ケース		長さ2m以下 幅1m以下 かつ奥行0.7m以下	埋立場	2
碍子		一辺の最大長さ 50cm以下	埋立場	2
蛍光灯類	蛍光灯・電球 水銀ランプ	受入量30kgは蛍光灯で 約100本。	埋立場	0.03 (30kg)
	プラウン管類	パソコンのモニター、テレビを除く。	埋立場	1台
車の窓ガラス		長さ2m以下 かつ幅1m以下	ガラス単体のみ受入れる。	埋立場 0.5

区分		建設廃材			
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設	受入トン数
セメント・礎石・石材及びその解体くず	コンクリート塊 ブロック 岩石レンガ A L Cモルタル セメント・石灰 漆喰	固形状のもの 粉末状のもの	長さ40cm以下で、かつ直径（厚み）25cm以下。 受入禁止。 ただし、固形化させた廃棄物は上記条件にて受入る。	埋立場 —	10 —
不燃性内外装材	石膏ボード類 フーラスターーボード	長さ2m以下 かつ幅2m以下	不燃性のもの（アスペストを含まないもの） 飛散しないように袋詰め等する。 大量の場合は、産業廃棄物処理業者に処理を依頼する。 産業廃棄物処理業者の紹介 福岡県産業廃棄物協会 (TEL: 651-0171) 産業廃棄物に関する問い合わせ 産業廃棄物指導課 (TEL: 711-4303)	埋立場	0.1
	サディング（断熱性壁材） ケイ酸カルシウム板 木毛セメント	長さ2m以下 かつ幅2m以下	不燃性及び難燃性のもの（アスペストを含まないもの）	埋立場	0.5
	金属製サディング	長さ2m以下 幅1m以下 かつ奥行0.7m以下	金属製及び金属付きで断熱材を取り除いたもの。 バネ、厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸綱を含まないもの。 ガラスを除去すること。	資源化センター	2
		長さ2m以下	上記以外のもの	埋立場	2
タイル	長さ2m以下 かつ幅2m以下	不燃性及び難燃性のもの	埋立場	10	
瓦	長さ2m以下 かつ幅2m以下	不燃性及び難燃性のもの (アスペストを含まないもの)	埋立場	10	
コロニアル	長さ2m以下 かつ幅2m以下	不燃性及び難燃性のもの (アスペストを含まないもの)	埋立場	2	

区分	建設廃材	表中受入トン数(数量)は1社(者)1日最大量			
廃棄物の種類	具体例	搬入条件	受入施設	受入トン数	
屋根等の防水シート材	アスファルトルーフィング	長さ 2m以下 かつ幅 2m以下	アスペクトを含まないもの。 大量の場合は、産業廃棄物処理業者に処理を依頼する。 産業廃棄物処理業者の紹介 福岡県産業廃棄物協会 (TEL : 651-0171) 産業廃棄物に関する問い合わせ 産業廃棄物指導課 (TEL : 711-4303) ※可燃性であるが、焼却によりタルが溶け出し火災が発生する原因となるため埋立場で受入。	埋立場	0.5
glasウール等の保温断熱材	glasウール ロックウール		配管、ダクト等で保温材で覆ってあって分離が困難なものも含む。 袋詰めをして搬入すること。 断熱材と分離された配管やダクトなど金属類は資源化センターへ搬入する	埋立場	0.05 (50kg)
床タイル類	Pタイル	長さ50cm以下 かつ幅50cm以下		埋立場	10
コンクリート電柱 ヒューム管		長さ 2m以下 かつ直徑50cm以下		埋立場	10
耐火二層管 (不燃性の外管部分)		長さ 2m以下	アスペクトを含まないもの。	埋立場	0.5

区分 M 罹災ごみ		表中受入トン数(数量)は1社(者)1日最大量		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件	受入施設	受入トン数
可燃物	<p>東部以外の各工場 長さ 2m以下 幅 1m以下 かつ直径25cm以下</p> <p>東部工場 長さ 1m以下 幅 1m以下 かつ直径25cm以下 (厚み25cm以下)</p>	<p>火災の場合は完全に消火がなされていること。 工場には 4t 未満の車両にて搬入する。西部工場は 2t 未満の車両にて搬入する。 また、不燃物と可燃物の分離及び左記寸法以内になるよう前処理を行うこと。 混載がやむを得ないと認められるものは、埋立場へ搬入する。</p> <p>(減免一福岡市のみ) 現に居住している建物は減免の可能性があるため、各区生活環境課へ減免相談を行う。減免の場合は、搬入時に各区生活環境課発行の「搬入カード」が必要。 (減免の場合、自己搬入の事前申し込みは不要)</p> <p>なお、混載で埋立場へ搬入する際には、改めて搬入時に各区生活環境課発行の「搬入カード」が必要。</p>	工場	—
不燃物		<p>建設廃材等に準じる。(火災の場合は完全に消火がなされていること。)</p> <p>(減免一福岡市のみ) 現に居住している建物は減免の可能性があるため、各区生活環境課へ減免相談を行う。減免の場合は、搬入時に各区生活環境課発行の「搬入カード」が必要。 (減免の場合、自己搬入の事前申し込みは不要)</p> <p>搬入時に区役所発行の「搬入カード」が必要。(各区生活環境課)</p> <p>家電リサイクル法対象の 6 品目ど、リサイクル法等に基づくものは、原則としてリサイクル。</p>	埋立場	—

区分	N	その他	表中受入トン数(数量)は1社(者)1日最大量		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件	受入施設	受入トン数	
化粧品 及び 化粧品容器		容器が可燃性のもの。	工場	1	
		金属容器のもの。 但し、洗浄焼等により、内容物が除去され火災等の危険性がないもの。容器は開放する。	資源化センター	2	
		上記以外のもの及びプラス容器で、内容物が除去されているもの。 容器は開放する。	埋立場	2	
洗剤	粉末・液体 固体	容器が可燃性のもの。	工場	0.3	
ワックス	固形・液体	液体はウエス、紙類に含ませたもの。	工場	0.3	
保冷剤	液状(ゲル)	容器が可燃性のもの。	工場	0.3	
動物の糞		乾燥させ、プラスチック、紙等の50kg以下の可燃性容器詰め。	工場	0.3	
肥料		飛散防止のため、プラスチック、紙等の50kg以下の可燃性容器詰め。	工場	0.3	
オイルフィルター		金属を分離したものの。 金属は油を洗浄して資源化センターへ。 (自動車用含む) ※油は洗浄すること。	工場	5個	
		金属付き(分離できないもの)。 分離した金属部分。 (自動車用含む) ※油は洗浄すること。	資源化センター		
燃え殻・炭(特別管理産業廃棄物を除く。)		東部以外の各工場 長さ2m以下 幅1m以下 かつ直径25cm以下 東部工場 長さ1m以下 幅1m以下 かつ直径25cm以下 (厚み25cm以下)	完全に消火されているもの。 -可燃物-	工場	4
			完全に消火されているもの。 -不燃物-	埋立場	0.1
神具・仏具類	仏壇	可燃性のもの。(原型を留めないように処理する)	工場	4	
		不燃性のもの。(原型を留めないように処理する)	埋立場	4	

区分	N	その他	表中受入ト数(数量)は1社(者)1日最大量		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件	受入施設	受入ト数	
シリカゲル		可燃性容器に入れて搬入する。	工場	0.3	
焼却灰		福岡市焼却灰受入要綱による。 搬入する施設との事前協議による。	埋立場	0.1	
土砂・汚泥		搬入する施設との事前協議による。	埋立場	10	
	家庭から排出される土砂	家庭菜園等	埋立場	0.3	
石碑・墓石		戒名等を削除し形体をとどめないもの。	埋立場	2	
非感染性医療廃棄物 (産業廃棄物は搬入禁止) (医療関係機関等から廃棄される非感染性の医療廃棄物) 《医療関係機関等とは、病院、診療所(保健所・血液センター含む)、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、動物の診療所、医学・歯学・薬学・獣医学に係る試験研究機関をいう。》	一般廃棄物 (産業廃棄物は搬入禁止)	東部以外の各施設 長さ1m以下 幅1m以下 東部工場 長さ1m以下 幅1m以下 高さ0.7m以下	可燃物(紙・繊維等) (管理責任者押印の非感染性証明詳細リストが必要) 可燃物(プラスチック) 搬入禁止 産業廃棄物処理業者の紹介 福岡県産業廃棄物協会 (TEL: 651-0171) 産業廃棄物に関する問い合わせ 産業廃棄物指導課 (TEL: 711-4303)	工場	2
		金属 搬入禁止 産業廃棄物処理業者の紹介 福岡県産業廃棄物協会 (TEL: 651-0171) 産業廃棄物に関する問い合わせ 産業廃棄物指導課 (TEL: 711-4303)	—	—	
※病院等は、福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第13条に規定する中小企業者には該当しないため、産業廃棄物の搬入は出来ない。			—	—	

区分	N	その他	表中受入ト数(数量)は1社(者)1日最大量		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件	受入施設	受入ト数	
乾電池		コイン形及びボタン形電池は受入禁止。	埋立場	0.1	
犬・猫の死体		東部工場のみ。 可燃性の箱又は袋等に入れて搬入すること。 ただし、大型（1m以上）の場合は、工場と事前に協議する。 東部工場（TEL：691-2999） 収集運搬を希望する場合は 井ノ口商会（TEL：092-671-3895）	工場	—	
タイヤ (普通車等車両用・原動機付自転車・二輪車のタイヤは搬入禁止)	自転車 リヤカー 一輪車	金属製ホイールのついたもの。 農耕用車両、重機などのタイヤは受入禁止。 タイヤのみ（別表第4参照）	資源化センター 工場	0.3 0.05	

別表第4（第3条関連）

搬入禁止物

1 搬入禁止物

区分	細区分	指導等	紹介等
特別管理産業廃棄物の全項目	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第5項に規定する産業廃棄物	3 特別管理産業廃棄物と特別管理一般廃棄物一覧を参照	産業廃棄物処理業者の紹介 福岡県産業廃棄物協会 (651-0171) 特別管理産業廃棄物に関する問い合わせ 産業廃棄物指導課 (711-4303)
特別管理一般廃棄物の全項目	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第3項に規定する一般廃棄物		特別管理一般廃棄物に関する問い合わせ 循環型社会計画課 (711-4308)
爆発物 自然発火物	・爆発物 (液化石油ガス、 プロパン、ブタン、 アセチレン、ガソリン、 灯油等及びその 圧力容器、ボンベ等)	販売店引取り	
	・自然発火物 (マッチ、花火等)	自己処理	
毒物・劇物 農薬・殺虫剤	・毒物、劇物	自己処理 (法規定)	
	・農薬、殺虫剤（白蟻駆除剤等）	完全使用	
塗料 シンナー	・ハクリ剤等 ・インク ・トナー	完全使用	
乾電池	・リチウム電池（コイン形） ・酸化銀電池（ボタン形） ・アルカリマンガン電池 (ボタン形) ・空気亜鉛電池（ボタン形） ※販売店の引取りは上記コイン形・ボタン形のみ	販売店引取り	一般社団法人電池工業会 (03-3434-0261)

区分	細区分	指導等	紹介等
バッテリー (蓄電池)	<p>【充電式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニードル電池（円筒形/ボタン形/コイン形/角形/電池パック） ・小形シール鉛電池（角形/電池パック） <p>※電池パックは樹脂ケースに収めたもの。</p>	販売店、メーカー引取り	一般社団法人電池工業会 (03-3434-0261)
原動機付自転車 自動車 解体部品	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンドル、電装品、窓ガラスは受入れる。 <p>上記以外の解体部品は搬入禁止</p>	販売店、中古販売店引取り	原動機付自転車については、二輪車リサイクルセンター（050-3000-0727）で指定引取窓口や廃棄二輪車取扱店を紹介。
原動機車椅子	・電動車椅子（電動シルバーカー）	販売店引取り	(社)全国軽自動車協会連合会 (03-5472-7861)
塩		自己処理	
特定家庭用機器 再商品化法で規定された製品	<ul style="list-style-type: none"> ・エアコン ・ブラン管式テレビ ・液晶式テレビ ・プロジェクタ式テレビ ・電気冷蔵庫 ・電気冷凍庫 ・電気洗濯機 ・衣類乾燥機 	詳細は4 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象、対象外機器の例を参照	<p>①買い換える時に引き取ってもらう。</p> <p>②購入した小売店に連絡して引き取ってもらう。</p> <p>③①、②に該当しない場合は、ベスト電器の各店舗で引き取りを予約する。</p>
資源の有効な利用の促進に関する法律で規定された製品	<ul style="list-style-type: none"> ・デスクトップパソコン本体 ・ノートパソコン ・液晶ディスプレイ ・液晶ディスプレイ 一体型パソコン ・CRTディスプレイ ・CRTディスプレイ 一体型パソコン 		<p>引取 リース業者引取</p> <p>家庭系メーカー不存在・自作品 一般社団法人パソコン3R推進協会 (03-5282-7685)</p> <p>事業系メーカー不存在・自作品 福岡県産業廃棄物協会 (651-0171)</p>
右の電気製品	<ul style="list-style-type: none"> ・一边の最大長が50cmを超える大きさの碍子 ・一边の最大長さが20cmを超える大きさのトラン ・一边の最大長さが50cmを越える大きさの安定器 ・コンデンサー等 		<p>産業廃棄物処理業者の紹介 福岡県産業廃棄物協会 (651-0171)</p> <p>産業廃棄物に関する問い合わせ 産業廃棄物指導課 (711-4303)</p>

区分	細区分	指導等	紹介等
その他（1）	<ul style="list-style-type: none"> ・業務用ボイラー、温水器、熱交換器 ・金属製の網（ワイヤー付き漁網を含む） ・業務用印刷機 ・業務用ミシン ・大型（長辺寸法が50cmを超えるもの）のモーター、ポンプ、コンプレッサー ・トラクター、コンバイン等の大型農機具 ・空葉きょう ・圧力容器及びポンプ ・薬品類 ・ボウリングの玉 ・使い捨てかね ※未使用のもの ・かん付けカップ酒 ※未使用、未開封のもの ・セメント及び石灰 (粉末状のもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用のボウリングの玉 ・使用済の使い捨てかね ・使用済のかん付 カップ酒 <p>以上は埋立場で受入れる</p>	<p>産業廃棄物処理業者の紹介 福岡県産業廃棄物協会 (651-0171)</p> <p>産業廃棄物に関する問い合わせ 産業廃棄物指導課 (711-4303)</p> <p>一般廃棄物に関する問い合わせ 循環型社会計画課 (711-4308)</p>
その他（2）	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用ビニールハウスハイド 		再資源回収業者へ持込み。
	<ul style="list-style-type: none"> ・建設廃鋼材 ・アスファルトコンクリート 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・市の処理施設を損なう恐 れのあるもの。 		<p>一般廃棄物は循環型社会計画課 (711-4308)に連絡</p> <p>産業廃棄物は産業廃棄物指導課 (711-4303)に連絡</p>
2 規則第10条第2項に規定する 市長が適正処理困難物として指定したもの		平成9年10月30日 告示第236号 指定年月日 平成9年12月1日	
区分	細区分	指導等	紹介等
廃自動車	<ul style="list-style-type: none"> ・自動四輪車 ・自動二輪車 (バイク・スクーター等) 	販売店引取り	日本自動車販売協会連合会 全国軽自動車協会連合会 日本自動車輸入組合 日本中古自動車販売協会連合会
廃原動機付自転車	<ul style="list-style-type: none"> ・バイク ・スクーター 	販売店引取り	自動二輪車・原動機付自転車につ いては、二輪車リサイクルセンター (050-3000-0727)で指定引取 窓口や廃棄二輪車取扱店を紹 介。
廃ゴムタイヤ	<p>自動車用のものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動四輪車 ・自動二輪車 (バイク、スクーター等) 	販売店引取り ガリソンスタンド引取り	九州地区タイヤリサイクル連絡協議会

区分	細区分	指導等	紹介等
廃LPGガスボンベ		販売店引取り LPGガス協会福岡支部の会員による引取り	LPGガス協会福岡支部
廃ビーム		ビーム専門運送業者 販売店 中古販売店	
廃バッテリー	・自動車及び原動機付自転車用のものに限る。	販売店	一般社団法人電池工業会 (03-3434-0261)
廃消火器	・消火器 ・消火器薬剤	メーカー等及び販売代理店 引取り	「指定引取場所」（メーカー営業所、廃棄物処理業者等）、「特定窓口」（販売代理店等）。一覧表は(株)消火器リサイクル推進センター＆ムーバージュの「リサイクル窓口検索」に掲載 (https://www.ferpc.jp/)。 (株)消火器リサイクル推進センター＆ムーバージュ (03-5829-6773) ゆうパック利用は、専用コールセンター (0120-822-306)を紹介。

3 特別管理産業廃棄物と特別管理一般廃棄物一覧

区分	細区分	具体例
特別管理産業廃棄物の全項目	廃棄物処理法第2条第5項に規定する産業廃棄物	<p>1 廃油（ガリン等の揮発油類、灯油類、軽油類）</p> <p>2 廃酸（PH 2.0以下のもの）</p> <p>3 廃アルカリ（PH 12.5以上のもの）</p> <p>4 病院、診療所等から生ずる感染性産業廃棄物 (感染性病原体が付着している、またはその恐れがある注射針、金属等。 例：血液が付着したもの)</p> <p>5 特定有害産業廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃P C B ・P C B汚染物 ・P C B処理物 ・指定下水汚泥 ・鉛さい ・廃石綿等（アスベスト） ・ばいじん、燃えがらで下記を含むもの (水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、セレン等の重金属類) ・廃溶剤（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン等） <p>6 特定施設（焼却能力50kg/hまたは火床面積0.5m²以上）で産業廃棄物の焼却により生じたばいじん、燃えがら、洗煙汚泥のうちダ付キシ含有量3ng·TEQ/gを超えるもの、及びこれらの廃棄物を処理したもの。 ※既設焼却炉（平成12年1月15日現在設置している炉及び設置の工事をしている炉）に対する経過措置 ①セメント固化、薬剤処理、酸による処理等を行えば基準適用なし。</p> <p>7 ばいじん（産廃処理施設で発生したもの及び輸入されたもの）</p>
特別管理一般廃棄物の全項目	廃棄物処理法第2条第3項に規定する一般廃棄物	<p>1 廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジに含まれるP C B使用部品</p> <p>2 ばいじん（ごみ焼却施設（焼却能力200kg/hまたは火格子面積2m²以上の集じん施設によって集められたもの。）</p> <p>3 特定施設（焼却能力50kg/hまたは火床面積0.5m²以上）から排出されたばいじん、燃えがらまたは洗煙汚泥のうちダ付キシ含有量3ng·TEQ/gを超えるもの。 ※既設焼却炉（平成12年1月15日現在設置している炉及び設置の工事をしている炉）に対する経過措置 ①セメント固化、薬剤処理、酸による処理等を行えば基準適用なし。</p> <p>4 2及び3のばいじん、燃えがら、洗煙汚泥を処理したものでダ付キシ含有量3ng·TEQ/gを超えるもの。</p> <p>5 病院、診療所等から生ずる感染性一般廃棄物 (感染性病原体が付着している、またはその恐れがあるもの。 例：血液が付着したもの)</p>

4 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象機器

エアコン		エアコン機器として独立しているもの。出力・大きさによる区別はありません。	
対象	室外機が1個で、室内機が複数あるもの。 (マルチタイプ) 暖房部分がガス・石油等であっても冷房機能を有しているもの。 *機器として建物と独立するものは全て対象となります。	対象外	欄間など家屋の一部を送風口とするなど建物と一緒にしているもの。 壁掛け・床置きではなく、天井設置形のもの。 冷風機のような熱交換による冷房機能を有しないもの。 ビル空調システム。
プラウン管式テレビ		プラウン管の形状（横型など）による区別はありません。	
対象	ビデオ一体型テレビ。 携帯用小型プラウン管テレビ。 プラウン管使用のハイビジョン対応テレビ。	対象外	画面を伴わない受信機（レコーダー）。
液晶式テレビ		液晶の形状（横型など）による区別はありません。	
対象	電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるよう設計したもの（除く）。 HDD・DVD内蔵液晶テレビ 液晶ディスプレイモニター（チューナー付き） ワイヤレスリモコン（電池を除く） 着脱式付属専用スピーカー 外付のコインボックスを取り外したテレビ本体	対象外	携帯可能な液晶テレビ（車載用を含む）（電源として一次電池又は蓄電池を使用するもの） テレビ受信機能付き携帯電話、カーナビ、PDA 浴室やキッチンに備え付けられたテレビ 液晶リアプロジェクションテレビ 液晶ディスプレイモニター（チューナー無し） パソコン用液晶ディスプレイモニター（チューナー付きを含む） (※改正資源有効利用促進法（パソコンリサイクル法）の対象) 病院・旅館等で使用のコインボックス内蔵型テレビ
プラスマ式テレビ		プラスマの形状（横型など）による区別はありません。	
対象	HDD・DVD内蔵プラスマテレビ プラススマディスプレイモニター（チューナー付き） ワイヤレスリモコン（電池を除く） 着脱式付属専用スピーカー 外付のコインボックスを取り外したテレビ本体	対象外	プラススマディスプレイモニター（チューナー無し） パソコン用プラススマディスプレイモニター（チューナー付きを含む） (※改正資源有効利用促進法（パソコンリサイクル法）の対象) 病院・旅館等で使用のコインボックス内蔵型テレビ プロジェクタ方式のテレビ
電気冷蔵庫・電気冷凍庫		容量などによる区別はありません。	
対象	冷凍冷蔵庫（冷凍庫部分が分離していない）。 冷凍庫であっても、温度設定により冷蔵庫としても使用できるもの。 ワイン貯蔵用などで個人使用向けに製造・販売されているもの。	対象外	厳密な温度設定機能があるもの。 保冷車や保冷倉庫など機器と言えないものの。 冷蔵されているものが外から確認できる商品陳列ディスプレイ用機器。
電気洗濯機		全自動・二槽式いずれも対象です。容量などによる区別はありません。	
対象	乾燥機能を有するもの。	対象外	コインランドリー用の洗濯機。 連結器具により接続されている乾燥機。 ドライクリーニング用機器。

4 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象、対象外機器の例

衣類乾燥機	容量などによる区別はありません。
対象 ガス衣類乾燥機 電気衣類乾燥機（ドラム式） 外付のコインボックスを取り外した衣類乾燥機本体	対象外 衣類乾燥機能付き布団乾燥機 衣類乾燥機能付き換気扇 衣類乾燥機能付き除湿器 衣類乾燥機能付きハンガー 衣類乾燥機能付きハンガーハンガー コインランドリー等で使用のコインボックス内蔵型衣類乾燥機

（用語の説明）

引取義務のある機器

小売業者自らが過去に小売販売した特定家庭用機器の引取を求められた時及び対象機器の販売に際し、同種の特定家庭用機器の引取を求められた時はそれを引取り、製造業者等に引渡さなければならない。
これを引取義務のある機器という。

引取義務のない機器

上記以外の特定家庭用機器をいう。

※対象及び対象外欄の具体的な名称は例示。

別表第5（第7条関連）

勧告回数	内 容
1回目	改善及び必要な措置を講ずべき旨の勧告
2回目	7日間の受入拒否処分
期間を定めた受入拒否処分を受けた者が更に勧告を受けたとき	勧告を受ける都度、14日間の受入拒否処分
備考 この表において「勧告回数」とは、当該勧告の対象となった不適物搬入日を起算日とする過去6ヶ月以内に受けている、当該勧告も含めた勧告回数又は期間を定めた受入拒否処分をいう。	

搬入物検査確認書

施設名()

搬入日時		平成 年 月 日()	午前 午後	時 分
搬入者	区分	一般廃棄物 事業所	産業廃棄物 個人	その他()
	搬入申請者 住所(所在地) 氏名(名称)			
		電話()		
	運転者氏名			
搬入車両	車両番号			
	車種	パッカー, 普通ダンプ, 普通貨物, 乗用車, 軽四, その他		
搬入予約番号				
受入基準 違反内容				
指導及び措置内容		<ul style="list-style-type: none"> ・持帰り ・資源化センターへの搬入指導 ・緑のリサイクルセンターへの搬入指導 ・工場への搬入指導 ・埋立場への搬入指導 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・口頭指導 ・文書指導 		
備考				
上記のとおり確認しました。				
平成 年 月 日				
搬入者氏名				印
確認者氏名				印

(注) 印鑑がない場合は、氏名を自署又は記名すること。

様式第2号

適正搬入勧告書

環管 第 号

平成 年 月 日

住 所

氏 名 様

福岡市長 印

あなたは、福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 第22条第1項 第26条第1項 の規定に違反して廃棄物を処理施設へ搬入されましたので以後違反しないよう勧告いたします。

なお、以後このような違反行為があった場合は条例に基づき受入拒否の処分が科せられることがあります。

勧告となる事実

1 日時	平成 年 月 日 時 分頃
2 処理施設名	
3 違反項目	
4 搬入車両番号	
5 搬入者名	
6 指導事項	

弁明の機会の付与の通知書

環管 第 号

平成 年 月 日

住 所

氏 名

様

福岡市長

印

あなたに対して、次のとおり不利益処分をしようとするに当たり、「福岡市廃棄物受入基準及び期間を定めた受入拒否処分等に関する要綱」の規定により意見陳述のための手続として弁明の機会を付与しますので、弁明書を提出されるよう通知します。

弁明の機会の付与の件名	
予定される不利益処分の内容	
予定される不利益処分の根拠 法令及び条項	
不利益処分の原因となる事実	
弁明書の提出期限	平成 年 月 日 時 分
(連絡・照会先) 弁明書の提出先	(名称) 福岡市環境局施設部管理課 (所在地) 福岡市中央区天神一丁目8-1 (TEL) 092-711-4316

備考

- 1 弁明の機会の付与とは、あなたに、どのような事実を根拠として不利益処分をしようとするのかを示し、それに対して書面による意見陳述及び証拠書類等の提出の機会を与えるものです。
- 2 あなたは、代理人に弁明させようとする場合は、あらかじめ、環境局施設部管理課(不利益処分の所管課)に「代理人選任届出(兼資格証明)書」を提出してください。
- 3 あなた又はあなたの代理人が正当な理由なく弁明書の提出期限までに何ら応答しない場合は、弁明の機会を放棄したものとみなします。

代理人選任届出(兼資格証明)書

平成 年 月 日

(あて先)
福岡市長

住所

氏名

印

平成 年 月 日付け環管第 号により通知を受けた弁明の機会の付与について、次の者を
代理人に選任したので届けます。

弁明の機会の付与の件名	
代理人の住所	
代理人の氏名	
代理権の範囲	

弁明書

平成 年 月 日

(あて先)
福岡市長

住所

氏名

印

平成 年 月 日 環管第 号により通知を受けた弁明の機会について、次のとおり弁明書を提出します。

弁明の機会の付与の件名	
当該弁明の機会の付与に 係る不利益処分の原因とな る事実	
当該弁明の機会の付与に 係る事案に対する意見	

備考 意見の根拠となる証拠書類または証拠物があれば添付してください。

受入拒否処分通知書

環管 第 号

平成 年 月 日

住所

氏名 様

福岡市長

印

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 第22条第2項
第26条第2項 の規定に基づき、次の者が搬入
する廃棄物の受入を拒否するので、次のとおり通知します。

受入拒否対象者	住 所	
	氏 名	
受入を拒否する理由		
受入拒否期間	受入拒否処分通知書の受領日の翌日から 日間	